

甲府法人会たより



めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和7年11月

第168号
題字 関 会長



URL. <https://www.kofu-hojinkai.jp> E-mail. info@kofu-hojinkai.jp

主な内容

- 卷頭寄稿
- 女性部会の活動
- 富士山クリーン作戦
- 青年部会の活動
- サッカー教室 & 税金教室
- 令和8年度税制改正に関する提言
- 法律相談Q&A
- 税務相談Q&A



法人会女性部会に 感謝を込めて

甲府法人会 女性部会長

雨宮 恵美

この度、甲府法人会女性部会の部会長に就任致しました雨宮恵美です。微力ながら皆様のお力添えをおいただき、頑張つて参ります。どうぞよろしくお願ひ致します。

私が法人会女性部会に入会したのは今から29年前になります。我が社は自動車の鍍金塗装・整備が中心の会社で、先代（父）の後、主人が引き継ぎ、創業68年になります。会社を法人化すると同時に法人として社会にどう携わり、女性としてどんな考えを持ち、社員さん、社長を支えていけば良いのかを学ぶために、法人会に入会させて頂きました。素晴らしい諸先輩に恵まれ、これが私が求めていた学びの元と確信しました。税の正しい知識を学び会社を発展させ

ると共に、社会のお役に立つためには、どのような行動をしていけば良いのか学ばせて頂きました。まずは社員さん達にこの会社を選んだことを良かったと言つても

らえる会社を築こう。最高の設備・技術を提供し人材育成に力を入れました。次は売り上げを今の5倍にする戦略を立てました。

これから微力ですが恩返しができるよう女性部会の活動を支えていきたいと考えています。

女性部会のスローガンは「わたくち法人会女性部会は法人会組織の一員として研修、交流を通じた部会員の資質向上と社会への貢献をめざす法人会活動の充実に努めます」です。

主な活動として行つてている租税教育活動としては、小学校に出向き、6年生を中心に税金教室の講師をさせて頂いています。子供達はとても素直で受け答えもハキハ

業承継いたしました。『山梨の若い人にチャンスをあげたい、元気になつてもらいたいと自分が支えてあげられるうちに次の世代に引き継ぎたい。』と33歳の若者に事業承継しました。一年が経ち益々会社は活気付き、利益を上げ社員さんを守ることができました。

こうして私は法人会の皆様に育てていただき充実した人生を送らせていただいています。この様に生きてこられたことに感謝しかありません。

これから微力ですが恩返しができるよう女性部会の活動を支えていきたいと考えています。

女性部会女性部会は法人会組織の一員として研修、交流を通じた部会員の資質向上と社会への貢献をめざす法人会活動の充実に努めます

キしております。こちらもパワーをもらえます。税金の大切さを勉強した子供達が将来、納税者となり一生懸命働き、快く納税してくれたら嬉しく思います。

「富士山クリーン作戦」も毎年山をいつまでも綺麗にしていく社会貢献活動の一貫となっています。親睦ゴルフも部会員の交流を通じてもらえる活動を皆様とやつてみたいと思います。

今年は大勢の方が参加しやすいボーリング大会を開催しようと言ふ意見も出ています。研修旅行や全法連女連協のテーマである食品ロスに対する講演活動と色々楽しく社会貢献活動をすることで会員増強に繋がると思います。部会員の方から意見を聞き法人会女性部会に入つて良かった、楽しいと言つてももらえる活動を皆様とやつてみたいと思います。

これから2年間女性部会長として一生懸命頑張りますのでどうぞよろしくお願ひ致します。

（有限会社
雨宮オートボディーサービス）

女性部会
合同委員会

甲府税務署との座談会

法人会全国女性フォーラム (北海道大会)



「税の勉強会」を開催し、今一度勉強してみたらどうかとの意見が出ました。合同委員会の後には、小林甲府税務署長をはじめとする幹部の皆様との座談会を行いました。日本で初めて牛肉のステーキを自方売りしたレストランといわれているボルドーの、美味しいお食事と皆様の語らいで楽しいひと時を過ごしました。

(女性部会 広報委員 阿部亜紀子)

『部会員増強について』組織委員会から広報委員会との連携を図り、会報誌やホームページなどでの呼びかけをしたいとの意見が出ました。



『親睦・交流会等について』交流委員会からはゴルフをプレイする方が減少してきているので、チャリティーゴルフをボーリングなどに変更してみてはどうかとの意見がありました。

『部会員増強について』組織委員会から広報委員会との連携を図り、会報誌やホームページなどでの呼びかけをしたいとの意見が出ました。

株式会社クリエイティブオフィスキュー代表取締役の伊藤亜由美氏を講師に迎え「ストーリーあるプロデュース（北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり）」をテーマに記念講演が行われました。

また、全国各地の女性部会長らが「食品ロス」削減や、「部会員増強」について活動事例を交えながら、熱い議論が交わされました。

その他、全国の小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品の展示や、北海道の特産品物産展などが行われました。



『研修・講演会等の実施について』研修委員会からは、小学校に赴いての「租税教室」の講師養成のため、研修委員会からは、小学校に赴いての「租税教室」の講師養成のため、

10月10日、「女性部会合同委員会」をレストランボルドーにおいて開催し、部会員15名が参加しました。

『社会貢献活動等について』総務委員会と研修委員会から「フードロスを減らすためには」「フードロスが出てしまった場合の環境に良いごみの捨て方」などの勉強会をチャリティーで開催し、そのチャリティードライブで得た募金をフードバンクに寄付しました。

たらどうかとの意見が出ました。また、広報委員会はそのチャリティードライブを会報誌へ寄稿したいとの意見がありました。

10月10日、「女性部会合同委員会」をレストランボルドーにおいて開催し、部会員15名が参加しました。

10月10日、「女性部会合同委員会」をレストランボルドーにおいて開催し、部会員15名が参加しました。

9月18日、「第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会」が札幌市の札幌パークホテルにおいて「自然と女性の活力で笑顔いっぱい北海道。」明日をつなごう！未来につなごう！」を大会キャッチフレーズに開催され、甲府法人会女性部会から6名が参加しました。

札幌市に本拠を置く芸能事務所株式会社クリエイティブオフィスキュー代表取締役の伊藤亜由美氏を講師に迎え「ストーリーあるプロデュース（北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり）」をテーマに記念講演が行われました。

また、全国各地の女性部会長らが「パン社長の都筑富士男氏による「変化の時代の経営 危機をチャンスに」と題した講演が行われました。

続く第二部は、元ローラン・ジャパン社長の都筑富士男氏による「変化の時代の経営 危機をチャンスに」と題した講演が行われました。

法人会全国大会(高知大会)

10月16日、第41回法人会全国大会

が高知県の高知県民文化ホールにおいて開催され、甲府法人会から関会長をはじめ6名が参加しました。

甲府法人会たより

「富士山クリーン作戦」に参加

8月2日、山梨県側の富士山五合目周辺～六合目で「富士山クリーン作戦」が実施されました。県内外から46団体・個人あわせて約900人が参加し、甲府法人会からは女性部会を中心に37名が参加しました。

富士吉田市の富士北麓公園で行つた出発式では、富士山をきれいにする会の野口英一理事長をはじめ、山梨県の石寺淳一副知事などが、参加者に向けて激励の言葉を述べました。

出発式の後、富士山五合目に移動し、法人会は五合目ロータリー周辺で清掃活動を行いました。登山道周辺にはペットボトルや空き缶などが散見され、1時間半の活動でクリーン作戦全体では合計40キロのごみを回収しました。

清掃活動後は五合目で女性部会の皆様が差し入れしてくれた手料理を頂き、とても美味しく、話しながら花が咲き楽しい時間を過ごせました。

美しい富士山を後世に残していくための活動に参加でき、また会員の皆様と交流を深めることができた一日となりました。



ごみ拾いの様子



五合目でランチ



出発式



青年部会が 甲府税務署長を表敬訪問

8月29日、青年部会の正副部会長が甲府税務署の表敬訪問を行い、7月に異動されました小林署長をはじめ、幹部職員の方々にご挨拶させていただきました。

大木部会長から、青年部会の活動報告や、11月に開催される「全国青年の集い山梨大会」に対するご支援のお願いをいたしました。

また、小林署長も気さくにお話しいただき、「地域を探索して山梨を楽しみたい」とおしゃっていました。

甲府法人会たより



▲5県連会議の様子

◀出雲大社で記念撮影

8月22日、島根県松江市において「全国青年の集い5県連会議」が開催され、11月に開催する山梨大会会長を務める大木部会長をはじめとする実行委員17名が参加しました。この会議は「全国青年の集い」開催前と後の情報共有を目的としています。また、翌日は出雲大社で山梨大会の成功祈願もしてきました。

「全国青年の集い5県連会議」に参加

第39回法人会全国青年の集い 山梨大会 記念講演会のご案内

■開催日時 11月21日(金)14:00~15:00

■会場 アイメッセ山梨 1階

■講演テーマ

「プロヴィンチア（地方クラブ）の挑戦」
～フットボールクラブの枠を超えた
存在と役割～

■講師

株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツ
クラブ

代表取締役社長 佐久間 悟 氏



1963年 東京都出身。

1986年に駒澤大学卒業後、日本電信電話株式会社に入社し、大宮アルディージャの母体となるNTT関東サッカーチームでプレー、引退後は大宮アルディージャの監督などを歴任。

2008年よりヴァンフォーレ甲府ゼネラルマネージャーに就任し、ヴァンフォーレの分析・改造に着手し、その結果2010年にチームはJ1へ昇格。

2021年に株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ代表取締役社長に就任し現在に至る。

山梨大会公式LINE

友だち登録・フォローをお願いします!



※会場の都合上、定員になり次第、当日の受付を締め切らせていただきます。

甲府法人会たより

県内4法人会共催 「サッカー教室&税金教室」

「ヴァンフォーレ甲府」が指導♪

9月20日、J I Tリサイクルインクスタジアムにおいて「サッカー教室&税金教室」を開催し、山梨県内の10のサッカーチーム、144名の小学生が参加しました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として県内4法人会共催で開催しました。当日の運営には、甲府法人会青年部会の部会員が大勢参加協力しました。

サッカー教室に入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式による『税金教室』を行い、「税金を納めるのは何才からでしょうか?」「学校の校舎を建てるのに、どのくらいのお金が必要でしようか?」など「税」について楽しく学んでもらいました。また、サッカー教室では、ヴァンフォーレ甲府のプロ選手とアカデミーコーチに講師を担当していただき、プロ選手のプレーの見学や技術指導のほか子供たちによるミニゲームも行い、子供たちは憧れのプロ選手とのふれあいを楽しんでいました。



▲参加者の皆様



▲じゃんけん大会



開会式▲



▲プロ選手と対決



税金クイズ▲

令和8年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

全国法人会総連合では、各県連から提出された税制改正に関する意見を取りまとめ、9月26日の理事会において、「令和8年度 税制改正に関する提言」を決議しました。

この決定された提言内容の実現に向けて、山梨県法人会連合会においては、山梨県選出の国會議員と山梨県及び県議会、甲府法人会においては、管内の自治体（甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町）及び議会に対して、10月から12月にかけて提言活動を実施していく予定です。

はじめに

我が国経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの国際的な価格高騰を契機にして円安も加わつて輸入物価が押し上げられ、国内の消費者物価も年率2%を超える水準で推移している。デフレ期からインフレ期への転換期に突入し、国民生活や産業に大きな影響を与えつつある。日本銀行は昨年3月に異次元の金融緩和を終了し、金融市场は「金利のある世界」に回帰した。今後の物価動向などによってはもう一段の金利上昇も見込まれている中で、米国のトランプ関税の影響もあって日本経済の行方を不透明にしている。

与党の経済・財政運営も見直しを迫られている。国民生活を支える物価高対策は必要だが、これまでのように国民一律に支援するばらまき型ではなく、生活に困っている世帯に対象を限定した上で、手厚く支援する実効的な対策が求められる。そのためには安定した財源の確保に加え、マイナンバーを活用するなどして世帯の

所得を正確に把握できるような仕組みの構築も欠かせない。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的な課題である。自律的な経済成長を促すための新たな戦略が求められている。

しかし、今年7月の参院選において与党は国民一人当たり2万円の給付を打ち出し、野党各党は消費税減税を公約に掲げた。いずれも支援対象を限定せず、国民一律に支援する仕組みである。その財源に関しては税収の上振れ分を充てるとするなど、責任ある財源論は聞かれなかつた。特に社会保障の財源に充てる消費税率の減税は、高齢化の進展に伴つて社会保

I 税・財政改革のあ
基本的な課題

1 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要

障給付に対する財政需要が高まつっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるのだろうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなる。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要がある。

世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められる。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。全国的に人手不足が深刻化する中で、中小企業は物価上昇を上回る高い賃上げを要請されており、優秀な人材を確保する観点からも防衛的な賃上げを迫られている。賃上げ原資を確保するには、適正な価格転嫁など取引慣行の是正は喫緊の課題である。また、円滑な事業承継の実現に向けた政策的な後押しはない。

I 税・財政改革のあり方

基本的な課題

石破茂政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太の方針)によると、国と地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス(PPB))を黒字転換する時期の目標について、昨年までは25年度としてきたが、これを25・26年度と幅を持たせて後退させた。目標年次が近づくたびに目標の先送りを繰り返している。また、政府は「経済・財政新生計画」において、2030年度まで引き続き経済再生と財政健全化を両立させることとした。今後は目標を後退させることなく、着実な実行が求められる。たゞ、7月の参院選後こそは、債権財政

甲府法人会より

が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化が必要な取り組みである。

日本銀行は昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、今後も金利上昇が続ければ、将来的には税収増より国債の利息払い費の方が増える事態が想定されなければならない。経済の正常化が進んで金利が上昇すれば、国債の利息払い費の増加は免れない。国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かないような細心の政策運営を求めたい。

(1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保障と税の一体改革では「消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は、全て社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げる場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民1人当たり2万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。

(2) 政府は「こども・子育て政策」として、2028年度までに総額3.6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして微収す

る「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、賃上げや歳出改革などで社会保険料負担を抑制するため、「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明である。先の通常国会では、少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剩余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『103万円の壁』」の引き上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとしており、その実施時期は不透明である。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

(1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「130万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き扶養者認定されることとなっている。一方新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収151万円未満の従業員に対しては労

(2) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。実際には次回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の流用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を抛出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省政府の壁を取り払い、与野党が一体となつて幅広く議論する必要がある。

(3) 少子化対策については、現金給付

りも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなつたが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与党による精緻な議論を求めたい。

(4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進め
る必要がある。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、デイケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

（5）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴つて給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

政治資金の問題については、政治資金規正法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。また、こうした政治家の不祥事は、国民の納税意欲を著しく阻害することになりかねない。政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

（3）「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

（4）官業に対するP-D-C-A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

（4）マイナンバー制度について

行政のデジタル化を推進する社会インフラであるマイナンバーは、国や地方自治体によるDX（デジタル・トランスフォームーション）の基盤ともなる。マイナンバーの保有率は令和7年7月現在で79・2%まで高まつたが、マイナン

（4）医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進め
る必要がある。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、デイケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

（5）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴つて給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

（1）国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

（2）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

場合は事業の成果を確認するとのルールを設けた。こうしたルールの徹底を図りながら、長年にわたつて使われない基金の余剰資金は国庫に返納するなど、適正化による一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自身を削つて行政改革を推進しなければならない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

マイナンバー制度の利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「e-TAX」や地方税電子申告「e-LTAX」を利用して場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、マイナンバーカードの普及にもつながる。また、令和7年3月からは運転免許証との一体化が始まった。マイナ免許証にすることで更新手数料等が割安になつたり、住所等変更手続きの負担が軽減されたりする等のメリットがある。なお、マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。こうした点の周知は不足している。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

社会保障と税、災害対策に限定していいた利用範囲は、マイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができる。例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たつては、①少子高齢化や人口減少社会の急進展②デジタル化や働き方の多様化③グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化④国際間の政策等との国際的整合性――などにどう対応するかという観点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の創出に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

新型コロナウイルス禍の影響から脱し、日本経済は正常化に向けて歩み始めているが、地域経済と雇用を支える役割を担う中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にある。全国的に人手不足が深刻化する中で着実な賃上げを求められており、今年の春闇の中、中小企業における賃上げ率は昨年を上回った。最低賃金もここの数年、大幅に引き上げられる傾向が続いている。すでに中小企業の労働分配率は大企業に比べて相当高い水準に達しており、政府が目標に掲げるような物価上昇を上回る賃上げを継続し、賃上げ原資を確保するためには生産性の向上などに資する政策的な支援に加え、原材料費や光熱費、そして人件費を含めたコストの適

る。世帯間の公平性を確保する観点からも、そうした実効的な取り組みに向けて国民的な議論を喚起してもらいたい。さらに、官・民を含めて個人情報の漏洩や第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じることで、国民の不安払拭に努める必要がある。

正な価格転嫁を促すなど、取引環境の整備が不可欠である。

先の通常国会では約20年ぶりに下請法が抜本的に改正され、来年1月から「中小受託引適正化法」が施行される。改正では発注事業者が取引先の下請け企業と協議せず、一方的にコストを無視した取引価格を決めることが禁止された。これまでも低い対価を押しつける「買いたき行為」は禁じられてきたが、その実効性をさらに高める狙いがある。改正法の趣旨を徹底するためには、公正取引委員会や中小企業庁など当局が連携し、取引状況などを厳しく監視することが必要である。中小企業の資金繰りを圧迫する要因ともなっていた約束手形による支払いも禁止された。政府は26年に約束手形の廃止を目指しており、適切な運用が求められる。人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要な要素である。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な柱であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来自にわたって存続し、存在感を發揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与える

えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

令和8年度より防衛特別法人税が実施される。また、米国のトランプ関税が日本経済に対してもどのような影響を与えるかを見定める必要がある。そして近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来800万円以下の据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、事業手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。

なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 債却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入

額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求められる。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となつている適用期限を延長すること。

③ なお、スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられており、既存中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのため、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

欧洲主要国の中、事業承継税制は、一定の要件を満たすこと前提に事業用資産の評価減を認めるという制度となっている。我が国の事業承継税制は、あくまで納税を猶予（先延ばし）するだけの限定的な措置にとどまつておらず、本格的な事業承継税制の創設が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は（2）取引相場のない株式の評価（3）相続税・贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価について

甲府法人会より

なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となつてゐるが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3) また、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、適用期限は令和8年9月末日までとなつてゐるが、小規模事業

これまでの自治体単位の仕組みにとらわれない地方社会の構築が問われよう。同時に国と地方の役割分担も見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要がある。

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していくなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

(3) ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料の方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていないと思われる企業が多くある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

では、企業規模や業種によつて多様であるが、企業価値を高めるほど株価が高くなり、結果として税負担が不相当地増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。

その評価制度を見直すにあたつては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

「区分言語証明書等保存方針」を当面継続する等、持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

III 地方のあり方

者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

総務省が発表した令和6年10月時点の人口推計によれば、我が国の総人口は1億2,380万2千人と前年に比べて55万人減り、14年連続で減少を記録している。しかし、都道府県別の人口動向を見ると、コロナ禍の影響を脱した東京都の

(2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。特に激甚化する最近の自然災害については、その被災地も広域化する傾向にある。こうした中で小規模な個別の自治体による災害対応には限界がある。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

3年連続で増加して約1,417万人となつた。都道府県単位で前年よりも人口が増えたのは東京都と埼玉県だけにとどまり、地方を中心に人口減少が進んでいるのが現状である。

本格的な人口減少社会に突入する我が国では、地方における社会機能の維持・確保が不可欠である。こうした中では周辺の自治体が広域連合を形成し、インフラの共同管理や補修に取り組むなど、こ

ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

(1) 政府は地方創生についての基本構想「地方創生2.0」を本年6月にとりまとめ、10年後に目指す姿として、定量的な目標が盛り込まれた。将来、本格的に人口が減少することを見据え、社会機能を維持するための実効性のある対策を検討すべきである。

地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

(2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。特に激甚化する最近の自然災害については、その被災地も広域化する傾向にある。こうした中で小規模な個別の自治体による災害対応には限界がある。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

(3) ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付しているが、より多くが活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV 自然災害への対応

東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対して実効性のある措置を講じるよう求める。

また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

日本は災害立国であり、近い将来には南海トラフ地震や首都直下地震が高い確率で発生することも予想されている。そうした災害で中小企業が長期にわたって事業中断を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりすれば、地域経済だけではなく、サプライチェーンの機能不全を招くなど、我が国経済全体に深刻な影響を及ぼしかねない。政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るために、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税や市町村民税、法人事業税の申告納税手続きは、地方消費税の執行と同様に一層の合理化を図るべきである。

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボン・ブリッジング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国など世界共通の重要な課題であるが、その費用負担についても冷静に見極める必要がある。特にエネルギー転換には多額の設備投資が必要となり、中小企業にとって負担は重い。政府はカーボン・ブリッジング導入の政策効果のほか、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に提供する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

(3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

米国の相互関税政策の影響は先行き不透明であり、中小企業の資金繰りを支援する観点から、繰戻しどきを期間を事業年度開始の日前1年以内から3年以内に見直すとともに、制度を本則化すること。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボン・ブリッジング」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は損金算入とすべき
現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に年度中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

(2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業経営にも活力を与える観点から、中小企業にも対応が可能な「コーポレートガバナンス（企業統治）」を高める措置を講じることを条件に、同族会社における役員の業績連動給与についても損金処理を認めるべきである。

(2) 中小企業向け貸上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け貸上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な貸上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度を拡充すること。

《税目別の具体的課題》

(1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

令和7年年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引き上げ、特定親族特別控除の創設等が行われた。

各種控除は社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があるが、合計所得金額に応じた基礎控除の上乗せ特例が恒久措置、または時限措置として創設されるなど、控除制度が複雑となり、源泉徴収や年末調整を担う企業の事務負担の増加は確実である。今後も物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げることとしているが、企業の事務負担等に配慮した簡素な制度とすべきである。

なお、退職所得控除の見直しも検討されているが、老後の生活設計を妨げることにつながるとともに、特に中小企業の人材確保や労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 所得税関係

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の基礎控除の見直し

甲府法人会より

被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3・40 ↓令和4年2・68）にある。また、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8・0%から令和5年は9・9%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。さらに現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

（2）贈与税の基礎控除の引き上げ度のあり方を見直すべきである。制

（1）固定資産税の抜本的見直し
令和7年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも4年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部受けられる。地方自治体は税の信頼性を高めるための努力が必要である。

4. 地方税関係

（2）贈与税の基礎控除の引き上げ度のあり方を見直すべきである。制

（1）固定資産税の抜本的見直し
令和7年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも4年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部受けられる。地方自治体は税の信頼性を高めるための努力が必要である。

見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれていたため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

（2）事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止することを求める。なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮すべきである。

（3）超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではない。

（4）法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中

立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

（1）印紙税の廃止
印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くとともに、事務負担を軽減させる観点からも廃止すべきである。

（2）配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

（3）電子申告の促進

国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（e-LTAX）の利用件数は年々拡大してきており、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

（4）森林環境税の検証

森林環境税は、森林環境譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有效地に活用されているか等についてしっかりと検証することを求める。また、多くの府県でも森林環境の保全等を目的とした個人住民税の超過課税が実施されることから、目的や使途の違いを住民に分かりやすく説明することも、森林環境税と同様に制度の検証を行う必要がある。

令和8年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

法律相談

【法律相談Q&A】



インターネット上の 投稿等による風評被害について

古屋法律会計事務所

弁護士 古屋俊仁

Q

SNSなどインターネット上の誹謗中傷により風評被害を生じている場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A

SNS等の普及する中で、インターネット上の誹謗中傷等により風評被害を生じるケースがますます増加しています。投稿の内容によっては、企業の信用を損なわないよう、迅速に対応することが望ましい場合もあります。

インターネット上に風評被害を及ぼすおそれのある記事を発見した場合、まずは、サービスを提供しているプラットフォーマーの削除基準を確認した上、削除申出窓口を通じて当該記事の削除を要請することが効率的です。主なプラットフォーマーについては、総務省が、X、インスタグラム、TikTok等のサービスに区分けし、その削除基準や削除申出窓口を一覧表に整理していますので、これを参照するのが便利です

(https://www.soumu.go.jp/main_content/001031570.pdf)。

削除の申出に際しては、それぞれの削除基準を確認した上、当該投稿が名誉毀損やプライバシー侵害に該当することを主張していくことになりますが、削除基準はサービスごとにまちまちですし、その内容が簡素で申出の参考としづらい場合もあろうかと思います。そこで、各プロバイダ（インターネットサービス提供者）による削除基準の整備に資することも意図して作成された「情報流通プラットフォーム対処法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照することも有用です

(https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/provider_mguide_20250513.pdf)。

大規模なプラットフォーマーについては、一定の事由が存在する場合を除いて、申出を受けた日から7日間以内に削除を行ったのか否かを通知することが法令で義務付けられていますので、迅速な対応を期待できます。

このような申出によても削除が行われなかったときには、裁判手続によりプロバイダに対して削除を請求することになります。通常の訴訟ですと相当に時間がかかりますので、より迅速な手続である仮処分を求めることになります。申立てに理由があると判断された場合、誤った仮処分により相手方が被る可能性のある損害を担保するため、30万円から50万円程度の担保金を供託するよう裁判所から要請されます。担保金が供託されると、裁判所が削除命令を発令し、通常はこれに応じて削除が行われることになります。申立てから発令までは、1ヶ月から2ヶ月程度を要するのが一般的です。

甲府法人会より

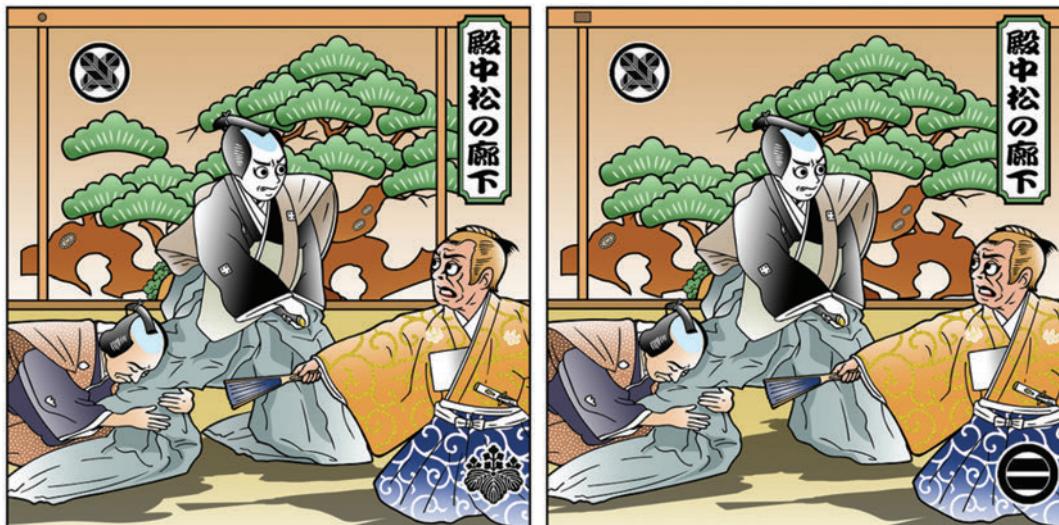
名誉毀損やプライバシー侵害に当たる記事を投稿した発信者が特定できる場合には、発信者に対し、削除を求め、併せて損害賠償請求等をすることも考えられます。しかし、通常は、発信者が誰なのか分からぬ場合が多いでしょう。そこで、プロバイダに対して、発信者の情報（住所・氏名等）について開示を求める、発信者情報開示請求を行うこともあります。従前は、コンテンツプロバイダ（SNS事業者等・例えばM E T A社）と経由プロバイダ（通信事業者・例えばN T Tドコモ）のそれぞれに対して2段階の裁判手続を行うことが一般的でしたが、令和3年の法改正により、これを一つの手続で行うことを可能とする新たな裁判手続が創設され簡便になりました。また、新しい裁判手続は非訟手続と呼ばれるもので、訴訟手続に比べて簡便な手続で行えるものですので、その意味でも事件の迅速処理が可能になりました。

発信者情報開示請求により発信者の氏名、住所等が明らかになれば、発信者に対して損害賠償請求等をすることが可能になります。特に悪質な事案については、名誉毀損罪等で刑事告訴を行うことも考えられます。

インターネット上の投稿による誹謗中傷等については、以上のような対応をしていくことになりますが、名誉毀損やプライバシー侵害の該当性については、微妙な判断を要する場合が多く、裁判例の展開も活発な分野ですので、専門家に相談しながら対応に当たることをお勧めします。

7つの間違い探し

右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますかな？



パズル・数独

【ルール①】
まだ数字の入っていないマスに、
1から9までの数字のどれかを
ひとつずつ入れましょ。

【ルール②】
タテの列、ヨコの列、太線で囲ま
れた3×3のブロックのいずれに
も、1から9までの数字がひとつ
ずつ入るようにします。

【問題】
一重枠に入った数字の合計はいく
つでしょう？

			1			5	
3			2			9	
	2			8			8
2	5						
	7	3	4				
4			1	6			
	3			7			
9		4			2		
5		6					

【問題】	100

(1) 検索(右下)
(2) 検索(左上)
(3) 検索(右上)
(4) 検索(左下)
(5) 検索(中央)
(6) 検索(右)(左)
(7) 検索(左)(右)

税務相談



相続時精算課税制度の見直しについて —令和5年税制改正を踏まえて—

東京地方税理士会甲府支部

税理士 石水 秀治

相続や贈与をめぐる税制は、私たちの「財産の承継」に深く関わる重要な制度です。なかでも「相続時精算課税制度」は、かつて高齢者層の資産を早期に次世代へ移転し、経済の活性化を促す目的で導入されました。しかし、制度が始まって20年近く経つ中で、使いにくさや税負担への不安などが指摘され、利用者は伸び悩んでいました。こうした背景を受け、令和5年税制改正では、この制度に大きな見直しが行われています。本稿では、相続時精算課税制度の概要と改正のポイント、そして暦年課税制度との比較を通じて、今後の相続・贈与の考え方について整理してみたいと思います。

■ 相続時精算課税制度とは

相続時精算課税制度は、60歳以上の父母や祖父母から、18歳以上の子や孫に対して贈与を行う場合に選択できる制度です。この制度を選択すると、贈与額から2,500万円までが非課税となり、それを超える部分には一律20%の贈与税が課されます。

ただし、その名のとおり相続時に精算される仕組みであり、贈与を受けた財産の価額は、将来の相続財産に加算されて相続税の計算に含められます。つまり、贈与時点で支払った贈与税は、最終的に相続税から控除されるという仕組みです。

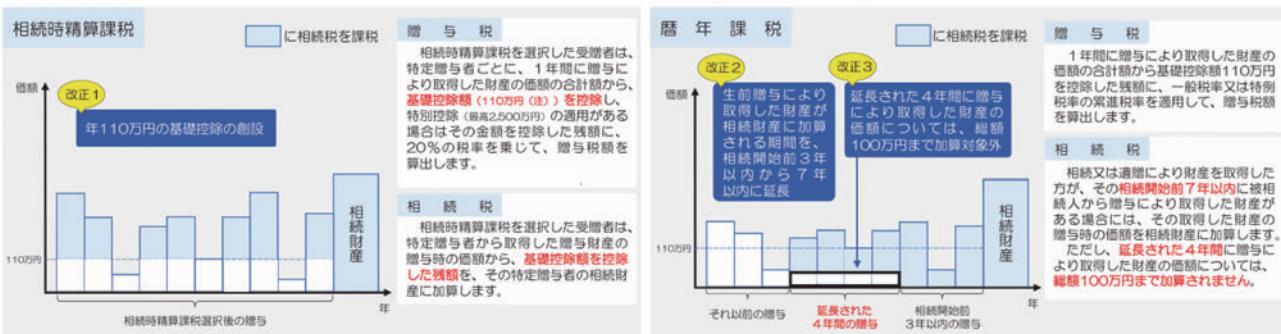
一見すると大きな非課税枠が魅力的に思えますが、贈与財産が相続財産に合算されるため、相続税の節税効果はほとんどないという点が、これまで利用が進まなかった主な理由です。また、一度この制度を選択すると、暦年課税（毎年110万円の基礎控除が使える制度）には戻れないという制約もあり、慎重な検討が求められました。

■ 令和5年税制改正のポイント

令和5年の改正では、相続時精算課税制度がより使いやすくなる方向で整備されました。最大の変更点は、年間110万円までの贈与が非課税となった点です。

また、従来は、少額の贈与でもすべて申告が必要でしたが、改正後は暦年課税と同様に年間110万円までの贈与については申告不要となりました。この改正により、改正前と比較して柔軟に贈与を行えるようになり、相続時精算課税制度は使いにくい、というイメージを払拭する一歩となりました。

さらに、暦年課税制度における生前贈与加算の対象期間も見直されました。具体的には、令和6年以降の相続から、贈与から相続までの期間が7年以内であれば相続財産に加算されます。これまでの3年から延長されたことで、長期的な贈与計画を立てる必要性が一層高くなっています。



出典：国税庁 [(令和6年1月1日以後に贈与を受ける方へ) 令和6年の計算方法が変わります。]

今回の改正は、若年層の住宅取得や子育て資金の不足という社会課題を、世代間の資産移転の円滑化を通じて解決することを目的としています。このため、相続時精算課税制度を通じて、親世代から子世代への資金移転を促進し、消費や住宅投資の活性化が期待されています。

一方で、暦年課税における贈与加算期間の延長などにより、安易な節税対策を抑制する仕組みも強化されています。つまり、税制の方向性としては、節税目的ではなく、実需に基づく贈与を支援するという流れにあります。

甲府法人会より

■ 相続時精算課税制度と暦年課税との比較

次に、相続時精算課税制度と暦年課税の違いを整理してみましょう。

項目	相続時精算課税制度	暦年課税制度
概要	原則として、60歳以上の父母又は祖母から、18歳以上の子又は孫への贈与について選択できる贈与税の制度。贈与者の死亡時に贈与税を清算。	暦年（1月1日～12月31日の1年間）毎に、その年内に贈与された額の合計額に対して贈与税を課税する制度。
贈与者	贈与年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母（贈与者ごとに選択可）	制限なし
受贈者	贈与年の1月1日において18歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫	制限なし
届出	必要（一度選択すると、相続時まで継続適用、選択後の撤回は不可）	不要
控除額	基礎控除額：令和6年1月1日以後の贈与から、年間110万円（受贈者ごと）。 特別控除額：2,500万円（贈与者ごと。限度額まで複数年にわたり使用可。）	基礎控除額：年間110万円（受贈者ごと）
税率	上記控除額を超えた部分に対して、一律20%の税率	基礎控除を超えた部分に対して、10%～55%の累進税率
手続	選択を開始した年の翌年の3月15日までに本制度を選択する旨の届出書を提出するとともに、贈与税を申告・納税。 翌年以降は、贈与があれば贈与年の翌年の3月15日までに贈与税を申告・納税 ただし、令和6年1月1日以降の贈与については、贈与額が基礎控除額以下の場合は申告・納税は不要	基礎控除を超える贈与があった場合には、贈与年の翌年の3月15日までに贈与税を申告・納税
相続時の精算	あり。相続税の計算時に合算して精算し、贈与財産は贈与時の評価額で評価する。（ただし、令和6年1月1日以後の贈与の基礎控除部分は相続財産に加算しない。）	なし。ただし、相続開始前3年（令和6年1月1日以後の贈与については7年）以内の贈与は贈与時の評価額で相続財産に加算する。 (相続開始前3年超7年以内の贈与は、合計100万円まで加算しない。)

参考文献：日本税理士連合会 令和5年度版 相続税ハンドブック

■ 相続時精算課税制度を利用する場合の留意点

- 相続時精算課税制度を選択すると暦年課税制度には戻れない。

相続時精算課税制度は、一度選択すると暦年課税制度に戻ることはできません。このため、110万円以下の少額贈与しか予定していない場合は、不利になる可能性がありますので、将来の相続を見越したうえで、選択には慎重な検討が必要となります。

- 特別控除額2,500万円

相続時精算課税制度の特徴は、2,500万円の特別控除額です。暦年課税を適用すると年間110万円を超える資産を贈与する場合、贈与税が発生しますが、相続時精算課税制度を利用すれば、基礎控除額110万円控除後、特別控除額2,500万円に達するまでは贈与税が発生ないことから一時に多額の財産を贈与したい場合に、贈与税の負担を抑えることができます。

- 不動産や有価証券など評価額の変動が想定される資産の贈与時期

相続時精算課税制度を利用する場合、贈与時の評価額にて相続税の精算が行われることから、評価額の変動により、税負担額が変わることがあります。このため、評価額の変動がある資産を贈与する場合には、慎重に検討する必要があります。

- 小規模宅地の特例

小規模宅地の特例は、自宅や事業用の土地を相続した場合、一定条件を満たせば土地の評価額を最大80%減額できる制度ですが、相続時精算課税制度を適用して贈与した土地は対象外となります。このため、小規模宅地の特例を適用する可能性がある場合には、慎重に検討する必要があります。

このように、暦年課税は、相続前7年超の贈与については、相続時に加算されないことから毎年少しづつ贈与していく場合に適した制度です。一方で相続時精算課税制度は、一定額以上の資産を一度に移転したい場合や7年以内に相続の発生が見込まれる場合に有効な制度です。ただし、相続時には全財産が再計算されるため、節税を目的に安易に選択すると期待外れに終わることもあります。このため、贈与の目的を明確にし、将来の相続まで見通した計画を立てることが重要となります。

■ おわりに

相続や贈与は、単なる税金対策ではなく、家族の将来を見据えた資産の世代間移転です。令和5年の改正によって、相続時精算課税制度はより柔軟に活用できるようになりましたが、制度選択を誤ると、思わぬ税負担が発生するおそれもあります。暦年課税・相続時精算課税のいずれを選ぶかは、贈与者と受贈者の年齢、財産の種類、将来の相続税額の見込みなど、家庭ごとの事情によって異なります。大切なのは、今の節税ではなく将来の安心を見据え、税理士などの専門家に相談しながら総合的に判断することです。

制度の改正は、使いやすくするための一歩であり、最終的な目的は家族が安心して財産を承継できる社会を築くことにあります。私たちが、制度の趣旨を理解し、計画的に備えることが何より重要となります。

国税のお支払は



e-Tax

画面でわかる!

キャッシュレス納付の
かんたん操作ガイド

- STEP1** e-Tax にログインし、申告書等データを作成・送信します。
- STEP2** e-Tax 内の「お知らせ・受信通知」に格納されるメッセージをクリックし、「受信通知（納付区分番号通知）」を表示します。
- STEP3** 「各種手続・サービス」（下図参照）から、利用する納付手段を選択します。

受信通知（納付区分番号通知）

実際の受信通知の画面	
ダイレクト納付	
届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。	
今すぐに納付される方	
納付日を指定される方	
電子納税	
「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。 (注文を取るか、印刷されることをお勧めします。)	
収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納税用確認番号を入力してください。
納付区分	7421604315
有効期限	令和06年07月29日
納付金額	10,000円
インターネットバンキング	
インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。	
インターネットバンキング	
スマホアプリ納付	
スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続きを行ってください。 なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。	
納付先	藤町税務署
納付金額	10,000円
スマホアプリ納付	
クレジットカード納付	
クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続きを行ってください。 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。	
納付先	藤町税務署
納付金額	10,000円
クレジットカード納付	

各種キャッシュレス納付の操作方法

ダイレクト納付

引き落とし口座や納付日を選択するだけで手続完了です。

⚠️ ダイレクト納付が表示されない方

ダイレクト納付を利用するには、事前に「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要です。

インターネットバンキングによる納付

利用する金融機関を選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

スマホアプリ納付

利用するPay払いを選択し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

クレジットカード納付

利用するカード番号等を入力し、画面に表示された案内に沿って手続を進めます。

納付手続完了メールが必要な方は、メールアドレスを入力してください。

キャッシュレス納付の詳細は
国税庁ホームページをチェック！個人の方に
おすすめの
「振替納税」
もこちらから。

国税庁ホームページ



e-Taxを使ったキャッシュレス納付 はじめの一歩を体験しよう！



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。

実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。

※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはありません。

体験できること

- ✓ 徴収高計算書の作成
- ✓ ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- ✓ インターネットバンキングによる納付

パソコン操作やe-Taxに不安のある方に
特におすすめです!!

簡単を体験！！

「源泉所得税のキャッシュレス
納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ！

▼▼▼▼▼▼▼▼ 「自動ダイレクト」とは？ ▼▼▼▼▼▼▼▼

申告書等データの送信とあわせて納付データを送信することができる機能。

手続はチェックボックスに✓を入れるだけですのでとても簡単。

実際の申告書等データの画面

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは？

災害等により法定納期期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらをご確認ください。

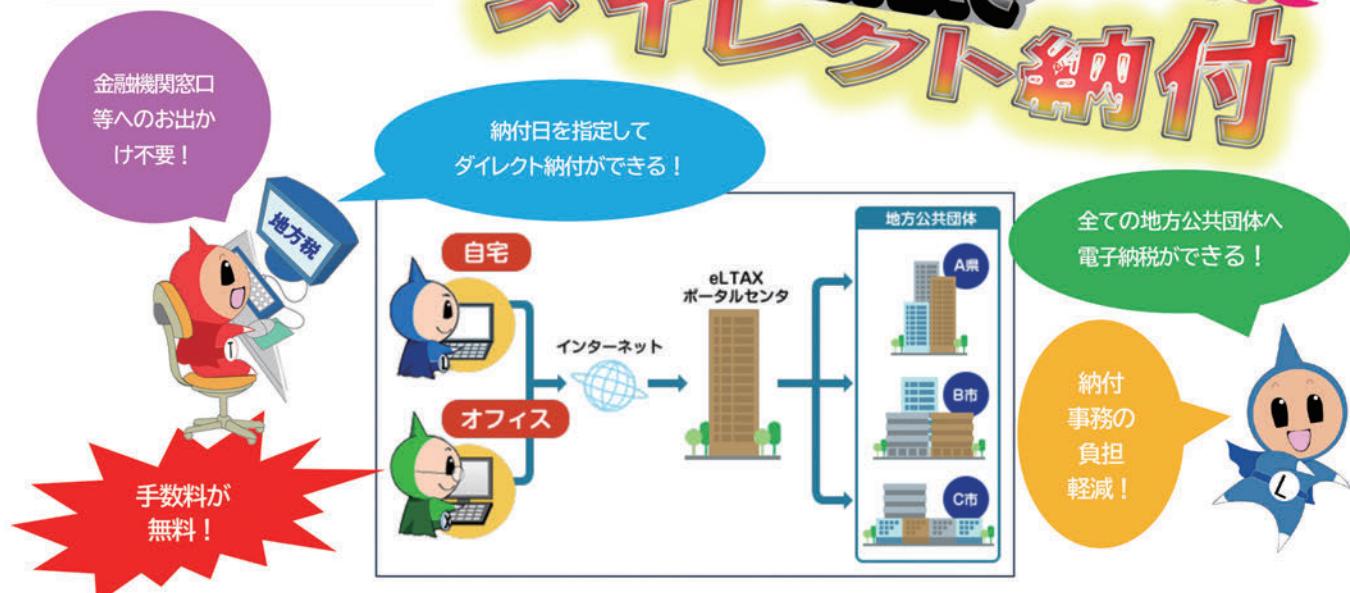
ここにチェックを入れるだけ



私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、
下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	123412341234
引落日	〇年〇月〇日
納付金額	1,000円
引落口座	〇〇銀行△△支店 普通預金 1234567

山梨県からの お知らせ



地方税共同機構が運営する『eLTAX』(エルタックス)を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付(ダイレクト納付)することができます。
納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。



◆事業所訪問による eLTAX 等の利用開始支援

県では、税務署、市町村、金融機関等と連携し、職員が事業所を直接訪問して eLTAX や e-Tax(国税電子申告・納税システム)のソフトウェア等のインストールや口座振替依頼書の作成などを支援しています。興味のある方は、ぜひ下記お問い合わせ先に御連絡ください。

【お問い合わせ先】 山梨県総務部税務課 TEL:055-223-1386





※納税証明書等の発行手数料の納め方が変わります※

令和7年12月末で



収入証紙を廃止します

「山梨県収入証紙」は、現金の代わりに申請書などに貼り付け手数料を納めるものです。
身近なところでは、高校等の入学願書やパスポート申請などに使われています。

※ 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。(収入印紙は継続されます。)



山梨県収入証紙廃止のポイント

point1

証紙の販売は
令和7年12月末日まで

point2

証紙の使用は
令和8年3月末日まで

point3

証紙の還付は
令和12年12月27日まで

令和8年4月以降、山梨県収入証紙は使用できなくなります。

収入証紙販売終了後、令和8年1月からの手数料の納付方法は…

1

窓口収納(現金併用又はキャッシュレス専用レジ)

決済手段 現金・各種キャッシュレス決済
納付場所 県庁本庁舎、県各合同庁舎 等



2

納入通知書・納付書

決済手段 現金
納付場所 金融機関(山梨県指定金融機関、収納代理金融機関)



3

電子納付(やまなしくらしねっと)

決済手段 各種キャッシュレス決済
納付場所 「やまなしくらしねっと」ホームページ



※納付方法は申請手続きの種別により異なります。詳しくは各手続きのホームページなどをご確認ください。
(上記の他、手数料毎に個別の納付方法を定めている場合もあります)

窓口収納レジの設置場所や未利用証紙の還付(払戻)方法などは、
順次山梨県ホームページでご案内します。

お問い合わせ先 山梨県出納局会計課 ☎ 055-223-1308

最新の情報は
こちらの二次元コードから
ご確認ください



甲府法人会より

法人会「健康セミナー」

テーマ：がん治療とお金の問題、
仕事と治療の両立

9月12日 アフラック生命山梨支社共催
会場：リツチダイヤモンド総合市民会館
講師：東京大学医学部付属病院
中川恵一 特任教授



会場：山梨県流通センター
10月14日開催
**令和7年度
法人関係税制改正セミナー**



作品募集の審査会

「小学生の税に関する習字展」



「税に関する絵はがきコンクール」



作品の展示のお知らせ

「小学生の税に関する習字展」入賞作品

優秀賞の作品の展示予定場所

展示場所	展示期間
イオンモール甲府昭和2階さくらブリッジ	令和7年11月4日(火)～11月17日(月)
甲府駅北口ペデストリアンデッキ	令和7年11月11日(火)～11月17日(月)
甲府合同庁舎 1階(甲府駅北口)	令和7年11月10日(月)～令和8年10月
甲府法人会館 2階	令和7年11月18日(火)～令和8年10月

優秀賞の作品及び佳作の展示予定場所

展示場所	展示期間
山梨県立図書館	令和7年12月11日(木)～12月25日(木)
韮崎市交流センター(ニコリ)	令和8年1月20日(火)～2月1日(日)
山梨中央銀行 柳町支店	令和8年2月10日(火)～3月13日(金)
甲府市役所 1階 市民活動室	令和8年2月23日(月)～3月28日(土)

「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品

展示場所	展示期間
甲府法人会館 2階	令和7年11月18日(火)～令和8年10月

※甲府合同庁舎、甲府法人会館、金融機関は、土曜日・日曜日・祝祭日等は休日のためご覧いただけません。
※優秀作品の紹介は、次号(令和8年1月発行)に掲載いたします。

甲府法人会より

新入会員紹介（令和7年8月～9月）

(順不動・敬称略)

株式会社 博山
代表者 駒井 強
業種 福祉、不動産業
住所 菊崎市神山町北宮地28-6
TEL 0551-20-1411 FAX 0551-20-1422

ランドフラット 株式会社
代表者 平嶋 恵子
業種 福祉サービス業
住所 甲府市中小河原町568-1
TEL 055-298-4009 FAX 055-298-4007

合同会社 ニラサキヤ
代表者 岩下 和彦
業種 まちづくり会社
住所 菊崎市中央町10-22
TEL 0551-45-7556

山梨農産食品 株式会社
代表者 守屋 善隆
業種 潰物製造卸
住所 菊崎市本町4-4-3
TEL 0551-22-1007 FAX 0551-22-2990
URL <https://www.e-koume.co.jp>

株式会社 G・ファクトリー
代表者 川口 正人
業種 人材派遣、業務請負、人材紹介
住所 甲府市大里町5028 Gビル201
TEL 055-231-5204 FAX 055-231-5004
URL <https://www.gfact.biz/>

有限会社 ぽんぽん時計
代表者 市橋 直樹
業種 介護業
住所 南アルプス市塚原1806
TEL 055-283-3221 FAX 055-283-3222

MORPHO BLUE DIAMONDE 株式会社
代表者 セト・ハーディッククマー・マンガルダス
業種 貴金属卸業
住所 甲府市下小河原町316-1 ドエリング下小河原207
TEL 055-242-7959 FAX 055-242-7958
URL <https://www.morphobluejewelry.com>

株式会社 試食車ドットコム
代表者 勝村 孝輝
業種 飲食業
住所 甲府市国母8-11-32
TEL 090-1799-6534

株式会社 トレンド
代表者 高谷 久志
業種 人材派遣
住所 中巨摩郡昭和町河東中島1151-7
TEL 055-267-9239 FAX 055-267-9230
URL <https://www.trendco.biz/>

株式会社 花屋 丹澤
代表者 丹澤 剛史
業 種 生花卸売、生花販売
住 所 中央市西花輪3637-1
TEL 055-273-3017 FAX 055-273-3330
URL <https://hanava-tanzawa.com>

株式会社 M
代表者 鈴木 美奈子
業種 ペット火葬、セレモニー
住所 甲府市上今井町801-1 相川ビルⅡ1階A号室
TEL 050-1232-8478

株式会社 警備サービス輝
代表者 浅川 実
業種 警備業
住所 甲府市徳行2-16-28
TEL 055-231-5560 FAX 055-287-6331
URL <https://kagayaki-keibi.co.jp>

株式会社 日原
代表者 日原 雅彦
業 種 飲食業
住 所 甲府市寿町2-11
TEL : FAX 055 222 4370

○新春講演会

令和8年1月

○知らないと損する！給与計算実務セミナー
(第6回) 令和8年1月22日 アピオ甲府タワー館
【内容】
・給与所得者の確定申告

○新設法人説明会

令和8年1月27日 甲府法人会館

【内容】

- ・設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
- ・日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
- ・源泉徴収事務について

研修会等予定

○決算法人説明会
(平成8年1月21日) 山梨県立青少年センター

内
容

- ・法人税についての注意点
 - ・消費税についての注意点
 - ・源泉所得税についての注意点

発行所 公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 太田 文三
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 055-237-7777
株式会社 内田印刷所
令和7年11月11日

がん保険の枠を超えて、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライ



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート^(*)1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査^(*)2)、診断前の通院、
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談センターが
あなたの不安や悩みを傾聴し、
適切にサポートします。

(*)1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ（<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>）をご確認ください。

(*)2) 所定の支払事由に該当した場合

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

山梨支社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビルディング2F

TEL:055-223-5592

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1
アフラック
がん保険
契約件数
各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)